

川口市多文化共生指針策定委員会
委嘱書交付式及び第1回委員会

平成28年10月20日（木）10時00分

中央図書館7階会議室

次 第

1 委嘱書交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 閉会

2 第1回委員会

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 正副委員長の選任について
 - イ 川口市多文化共生指針の改訂について
 - ウ 川口市における外国人住民の現状について
- (5) その他
- (6) 閉会

配布資料一覧

資料No. 1 川口市多文化共生指針策定委員会名簿 1

資料No. 2 川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱 3

資料No. 3 川口市多文化共生指針の改訂について 5

資料No. 4 第5次川口市総合計画概要版（写） 7

資料No. 5 第5次川口市総合計画基本計画Ⅱ（抄） 23

資料No. 6 統計資料 27

別添資料 川口市多文化共生指針（改訂版）（平成26年度～28年度）

川口市多文化共生指針策定委員会委員名簿

NO.	区分	氏名	所属団体等
1	学識経験者	堀田 正央 ほった まさなか	埼玉学園大学人間学部子ども発達学科准教授
2	知識経験者	飯塚 元章 いいづか もとあき	川口根岸郵便局局長
3	知識経験者	辻井 一男 つじい かずお	株式会社辻井製作所代表取締役社長
4	多文化共生関係団体	伊藤 喜勝 いとう よしかつ	NPO法人国際交流クラブ代表
5	多文化共生関係団体	加藤 哲之 かとう てつゆき	公益財団法人埼玉県国際交流協会 業務執行理事事務局長
6	地縁団体	熊木 喜好 くまき きよし	前川地区連合町会長 前川3丁目町会町会長
7	地縁団体	南部 博樹 なんぶ ひろき	仁志二町会町会長
8	外国人市民	じょ 舒 嵐 じょ しょく らん	外国人市民
9	市民	阿部 悅子 あべ えつこ	公募市民
10	市民	岡崎 広樹 おかざき ひろき	公募市民

川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 増加する外国人市民と日本人の相互理解を深め、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生し、互いの協働によって地域づくりを実現する川口市多文化共生指針策定のため川口市多文化共生指針策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 川口市の多文化共生指針策定の基本方針に関すること。
- (2) 川口市の多文化共生指針策定の推進方策に関すること。
- (3) その他、川口市の多文化共生指針策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、知識経験者、学識経験者、多文化共生事業を行う市民団体、外国人市民及び公募による市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、川口市多文化共生指針の公布までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、原則として公開とし、希望者は委員会を傍聴することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認められときは、関係者の出席を求める、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

川口市多文化共生指針の改訂について

1 改訂理由・背景

(1) 計画期間

本市では、平成24年2月に「川口市多文化共生指針」を策定しました。同指針では見直しの時期を3年としていることから、平成26年6月に改訂を行いました。

その改訂指針についても改訂時期に到達しています。

(2) 第5次川口市総合計画の策定

平成28年4月に、本市における最上位計画である「第5次川口市総合計画」（計画期間：平成28年度～37年度／前期・後期各5年間）を策定しました。これに伴い、総合計画と整合する新たな指針を策定する必要が生じています。

また、総合計画では、基本計画の期間を前期・後期各5年間としていることから、川口市多文化共生指針の見直しの期間も3年から5年に変更します。

(3) 社会経済情勢の変化

東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、国もインバウンド消費を取り込むことさまざまな取り組みを進めています。それに伴いビザの要件緩和を行うなど、更なるグローバル化が進み、来日する外国人の国籍も数年前と比較し変化してきています。この影響は本市における外国人住民にも及んでいます。このような社会経済情勢の変化に対応する必要があります。

2 国・埼玉県・川口市の指針・計画の状況

策定年月		指 針 ・ 計 画 等	策定者
平成 18 年	3 月	<p>◆多文化共生の推進に関する研究会報告書</p> <p>地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と必要な取り組み等についてまとめたもの。</p> <p>◆地域における多文化共生推進プラン</p> <p>各地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定のためのガイドライン。</p>	国
平成 19 年	12 月	<p>◆埼玉県多文化共生推進プラン（平成 19～23 年度）</p> <p>埼玉県全体の取り組みとして多文化共生を総合的に進めるため計画を示したもの。</p>	埼玉県
平成 24 年	2 月	<p>◆川口市多文化共生指針（平成 24～28 年度）</p> <p>本市における多文化共生社会の実現に向け、基本的な考え方と具体的な推進内容を示したもの。</p>	川口市
平成 24 年	7 月	<p>◆埼玉県多文化共生推進プラン（平成 24～28 年度）</p> <p>前計画（平成 19 年度策定）について、外国人を取り巻く状況の変化を踏まえ、埼玉県として推進すべき多文化共生の施策を再検討し、取りまとめたもの。</p>	埼玉県
平成 26 年	6 月	<p>◆川口市多文化共生指針：改訂版（平成 24～28 年度）</p> <p>本市の外国人の増加・定住化等の状況に対応するため、前指針（平成 24 年度策定）の施策を見直し、内容の改訂を行ったもの。</p>	川口市

第5次

川口市 総合計画

人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

2016 >>> 2025

平成28年度

平成37年度

概要版

平成28年4月
川 口 市

あいさつ



川口市は、これまで、昭和50年に策定した川口市総合計画から第4次川口市総合計画までの各総合計画に基づき、より良いまちづくりを目指して参りましたが、昨今の経済状況の変化に加え、少子高齢化の更なる進展や東日本大震災の経験を教訓とした防災・エネルギー問題に対する意識の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。そのような中、平成23年の鳩ヶ谷市との合併を経て、新川口市は、事務権限の拡大による更なる市民サービスの向上を期すため、平成30年度の中核市への移行に向けて準備を進めています。

このような市内外の大きな変化に対応するためのまちづくりの指針として、この度、平成28年度から37年度までの10年間を計画期間とする、第5次川口市総合計画を策定いたしました。

新たな総合計画では、まちづくりの根幹となる考え方として、自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共栄」「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3つの基本理念を掲げるとともに、将来都市像を「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」といたしました。これは、時代の変化や多様化する社会にも柔軟に対応するしなやかさを持ち、市民と行政が一体となり、困難な課題にも力強く、たくましく取り組んでいく「人と産業が元気なまち」の実現への想いを込めたものであります。

今後は、本総合計画に基づく様々な施策を着実に推進し、将来にわたり多くの人に選ばれ「住みたいまち」「住んでよかったですまち」「住み続けたいまち」となるよう、市民の皆様と手を携えながら、魅力的で元気なまちづくりを進めて参りたいと考えております。

結びに、総合計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なるご意見、ご提案を頂きました多くの市民の皆様、市議会議員の皆様に、心より感謝申し上げますとともに、今後とも総合計画の実現に向け、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年（2016年）4月

川口市長 奥ノ木信夫

基本構想

1 総合計画の目的・構成・期間

人口減少や少子高齢化の進展、地方分権の推進、東日本大震災後の防災・エネルギーに対する意識の変化といった社会経済情勢の変化に加え、鳩ヶ谷市との合併や中核市への移行表明など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

市内外のこうした変化に対応し、本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として、「第5次川口市総合計画」を策定しました。

基本構想 (平成28年度から平成37年度までの10年間)

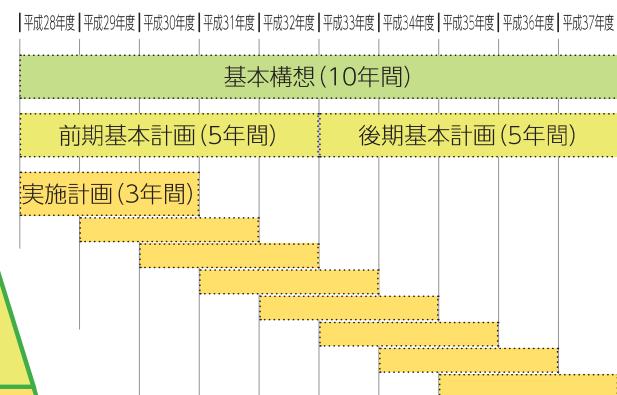
まちづくりの基本理念と計画策定後10年間で達成をめざす将来の姿を示したものです。

基本計画 (前期・後期各5年間)

基本構想の将来の姿を実現するために、特に重要性の高い課題と施策、そして、施策ごとに目標を示したもので、前期基本計画は平成32年度までの5年間とし、本市をとりまく社会経済情勢の変化に対応するため、平成33年度に後期基本計画を策定するものとします。

実施計画

基本計画を推進する手段のうち、財政計画との裏付けを図りながら有効かつ効率的と考えられる事業を定めて示したもので、実施計画は、毎年見直しを図り、3年先を見据えながら策定していきます。



※基本構想や基本計画をまたぐ年度の実施計画は、実施計画1年目に該当する基本計画に則り策定します

2 基本理念

市民とつくるまちづくり

まちはそこで暮らし活動する市民のものであり、市民はまちづくりに参画することができます。市民と行政は、互いの役割を明確にし、相乗効果が得られるようそれぞれの得意分野を活かして、協働しながらまちづくりを進めていきます。

多様な主体の共生共榮

本市は地域性が豊かであり、そこには市民や地縁団体、市民団体、事業者をはじめとする多くの魅力ある多様な主体が活動をしています。この多様な主体がお互いを尊重し合い共生できる環境をつくり、多様な主体同士や行政との交流を促進することで、各主体が持つ魅力や個性を活かしていきます。

多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

少子高齢化・人口減少社会の到来や社会情勢の変化により、人々のライフスタイルや価値観が変化するにつれ、市民ニーズが多様化・複雑化しています。厳しい財政状況においても、これらさまざまなニーズを的確に把握し、市民が豊かさや幸せを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを行っていきます。

③ 将来都市像と6つのめざす姿

(将来都市像を実現するため、基本理念に則り、IからVIまでの6つの「めざす姿」を定めます)

I 全ての人にやさしい “生涯安心なまち”

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む現代社会においては、より一層、地域社会における支え合いが大切です。

本市は地域の特性に応じて、子育て・高齢者福祉サービスの充実、保健施策のさらなる推進、医療体制の充実を図ります。さらに、市民、地域、行政が一体となって、互いに支え合う環境を整えることで、全ての人が、全てのライフステージにおいて健康で安心して暮らせるまちをめざします。

将来都市像

II 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

教育は、ひとつくりとまちづくりの根幹であり、大切なものです。学校教育の場において「不易流行」の考えのもと、学校の教育力と指導力の向上を図り、子どもたちがのびのびと学べる環境をつくるなかで、本市は知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざすとともに、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる教育都市をめざします。

さらに、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。

人としごとが輝くしなや

本市は「鎌物のまち」として全国に名を馳形の自由度（しなやかさ）」「強靭で堅牢である、同じく本市の特産である植木をはじめ力」の象徴といえます。

将来都市像で示した「しなやかさ」と「たを意識しつつ、時代の変化や多様化する市民困難な課題にも市民と行政が一体となって力を込めたものです。

本市は、子どもから大人まで全ての「人」と、くことのできる、しなやかでたくましい都市

III 産業や歴史を大切にした “地域の魅力と誇りを育むまち”

本市の魅力は、鎌物や植木に代表される産業をはじめ、歴史や伝統のある文化財、うるおいをもたらす緑地環境、地域にとって大切なお祭りや文化芸術など多種多様です。

まちを元気にするため、企業の経営基盤強化や技術力の伝承、市産品の販売促進に力を注ぐなど地域経済の基盤をしっかりと築くとともに、歴史的資源といったさまざまなまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、産業や歴史を大切にした地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。

VI 市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”

本市は、自治の権限を拡大し、自らのまちの課題は自ら解決する体制づくりを進めていることから、川口市自治基本条例とそれに基づく3条例を尊重し、市民・行政の協働によるまちづくりを進めます。

さらに、人材の育成や公共施設の適正化を図り、歳出の適正化と歳入の確保に努めるなど、限りある資源を最大限に活用し、計画的かつ効率的な行財政運営を行うことで、自立的で市政運営を力強く推進するまちをめざします。

V 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

本市は、それぞれ魅力や課題の異なる地域から成り立っており、地域ごとにその特性に対応した計画的な土地利用の推進を図ります。また、生活の基盤となるような交通や下水道などのインフラについては市内全域において効果的で効率的な整備を推進し、上水道は安全な水道水を安定的に供給し、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

さらに、日々を安全に暮らすため、都市整備においては地震や水害などの災害の発生を見据えた整備を行い、危機に強いまちづくりに努めます。また、災害や犯罪、新たな感染症などの脅威に対応するため、消防活動、防災・防犯対策、行政組織の体制を強化するとともに、市民への適切な情報発信や町会・自治会への支援など自助・共助の推進を図り、市民とともに安全に暮らせるまちをめざします。

かで たくましい都市 川口

せてきました。鑄物には美観だけでなく「造る(たくましさ)」等の優れた特質があります。とする緑も「(しなやかでたくましい)生命

くましさ」は、本市に受け継がれた伝統技術ニーズに柔軟に対応するしなやかさを持ち、強くたくましく臨んでいくまちづくりへの想

魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝をめざします。

IV 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

本市は、都市機能が充実しているだけではなく、多くの緑地や川がある自然が豊かなまちでもあります。都市的営みの充実と自然環境の保全は両立の難しい課題ではありますが、生活環境の向上や廃棄物の発生抑制・再資源化といった持続可能な社会の創造と自然環境の保全・活用という施策を軸として、都市と自然が調和する、人にも環境にもやさしいまちをめざします。

基本計画

1 基本計画総論

(1) 基本計画の位置づけ

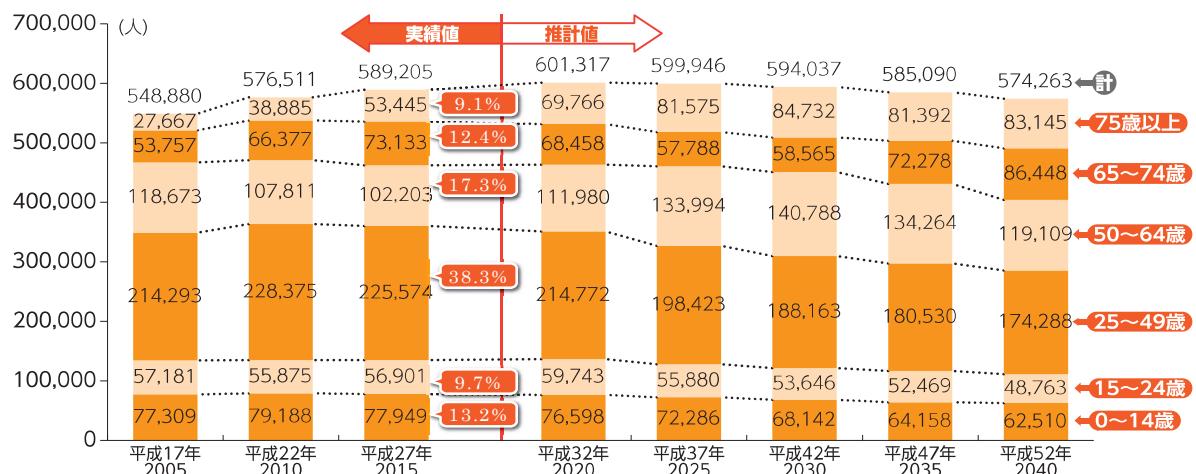
基本計画は、基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿の実現のため、基本的かつ重要な施策を定めるものです。

(2) 人口推計

川口市の住民基本台帳を用いた人口推計結果は以下の通りです。平成32年には概ね60万人になると推計しています。それ以降は微減に転じ平成52年には57.4万人

で平成27年比2.5%程度の減となる見込みです。年齢別では、平成52年の人口は、25～49歳の人口が平成27年比で77.3%と最も大きく減少するのに対して、75歳以上の人口は同155.6%と最も大きく増加すると推計しています。

川口市の年齢別人口の推移（2020年以降は予測、毎年1月1日時点）



(3) 土地利用構想

本市の土地利用の方向性は、将来都市像である「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現のため、長期的な観点から本市の発展の方向性を見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら次のとおり定めています。

「ゾーニング」

本市を南部と西部、北部と東部のエリアでとらえ、それぞれの特色や課題に対する施策を講じることで、魅力ある都市の形成をめざします。

「拠点形成」

鉄道駅周辺では、商業・業務機能を集積した生活拠点の形成をめざします。また、貴重な水と緑の自然資源を基本に、多様な活動が楽しめるレクリエーション拠点の形成をめざします。そして、産業の拠点を配置し、植木やものづくりの伝統を継承・発展させ、さらに映像・情報など新しい産業を支えます。

「水と緑の空間形成」

荒川や芝川をはじめとする河川・水辺環境の「水」と、見沼田んぼや安行台地を代表とする「緑」の資源を活かした市民活動や憩いの場を整備・創出します。

2 基本計画各論

(1) 施策・単位施策

基本構想で掲げた6つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

めざす姿 I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

施策・基本方針

健康を育むまちづくり

- 1 市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりと疾病予防を促し、それを支える保健・医療体制を充実させることで市民の“健康寿命”を伸ばします。

健やかな子育て・子育ち環境づくり

- 2 健やかな子どもの成長を支え、子育て・子育ちといえば川口市と言われるような、安心で、楽しい子育て・子育ち環境を整えます。

高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり

- 3 急速な高齢化が進展する中、住みなれた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

誰もが安心して生活できる環境づくり

- 4 子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整えます。

単位施策

- ① 保健・予防活動の推進
② 医療体制の充実
③ 医療保険制度の充実

- ① 子育て支援の充実
② 保育環境の充実
③ 児童の健全な育成

- ① 高齢者福祉の充実
② 介護事業の充実
③ 社会参加の場と機会の充実

- ① 誰もが安心して生活できる仕組みや環境づくり
② 障害者を支える仕組みづくりの推進
③ 低所得者の生活安定への支援
④ 環境衛生の充実

めざす姿 II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策・基本方針

子どもがのびのび学べる環境づくり

- 1 子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

子どもの成長をサポートする基盤づくり

- 2 学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

市民が自己実現をめざせる環境づくり

- 3 自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

互いに尊重・理解し合う環境づくり

- 4 さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

単位施策

- ① 幼稚園・小学校・中学校教育の充実
② 高等学校教育の充実

- ① 学校の教育力向上
② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ① 生涯学習活動の支援
② スポーツ・レクリエーション活動の支援
③ 文化芸術活動の支援

- ① 人権を尊重した社会づくり
② 男女共同参画を進める意識・環境づくり
③ 国際理解・交流の推進

めざす姿 Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”

施策・基本方針

単位施策

地域経済基盤づくり

1 企業の経営基盤の強化を支援し、さらに市産品のブランド化や販売促進に力を注ぐことで市内産業の経済活動を活性化します。

① 企業経営の強化支援

② 就労環境の向上

③ 企業間連携の支援

④ 担い手の育成と技術の振興

活力ある工業等の振興

2 高い技術力を活用した製品の高付加価値化や積極的なPRといった差別化を図る活動を支援し、ものづくり産業の振興を図ります。

① ものづくり産業のさらなる振興

② 企業立地及び業務拡張等の支援

活気ある商業の振興

3 人々が買い物を楽しめる商業環境づくりと、地域に密着した商店街の魅力づくりを支援し、商業の振興を図ります。

① にぎわいある商業活動の振興

魅力ある農業の振興

4 歴史と伝統を誇る花き・植木や野菜といった本市の農産物（生産地）のブランド力向上と販路拡大を図るとともに、首都圏で貴重な農地を保全する仕組みを作ることで、都市農業の振興につなげていきます。

① 都市農業の振興

② 都市農地の保全

地域資源の活用

5 本市が持つ多種多様な魅力と誇りを育み、市内外に発信していくことで、多くの交流や活動を生み出し、まちを元気にしていきます。

① 地域資源を活用したシティプロモーションの実施

② 歴史的資源の保護と活用

③ SKIPシティを活用した地域の活性化

めざす姿 Ⅳ 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

施策・基本方針

単位施策

豊かな水と緑に親しめる空間の創出

1 本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間を創出します。

① 水辺環境の整備

② 緑地環境の整備

環境の保全と創造

2 市民とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、安心して生活できる環境をめざします。

① 生活環境の保全

② 地球環境の保全

廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進

3 廃棄物の発生抑制や適正な処理、循環資源利用の促進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を推進します。

① 廃棄物の減量化・再資源化

② 廃棄物の適正処理の推進

めざす姿 V 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

施策・基本方針

- 1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進
適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境にやさしく災害に強い、機能的で、誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能な都市の形成をめざします。
- 2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備
交通の安全を確保するとともに、誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築し、まちの活性化や地域活力の向上に寄与する交通環境を整備します。
- 3 安全・安心な上下水道サービスの提供
災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境をつくるとともに、安全な水道水の提供と、公共用水域の水質保全を推進します。
- 4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり
あらゆる危機から市民の生命と財産を守るために、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくります。

単位施策

- | |
|---------------------|
| ① 計画的な土地利用の推進 |
| ② 市街地整備の推進 |
| ③ 美しくうるおいのある景観形成の推進 |
| ④ 鉄道駅周辺整備の推進 |
| ⑤ 良好な住環境の整備 |
-
- | |
|--------------|
| ① 道路などの整備の推進 |
| ② 公共交通機能の充実 |
| ③ 交通安全対策の充実 |
-
- | |
|-----------------|
| ① 水道水の水質の保全・向上 |
| ② 水道水の安定供給 |
| ③ 水道事業の経営基盤の強化 |
| ④ 公共下水道の普及・機能向上 |
| ⑤ 下水道事業の経営の健全化 |
-
- | |
|--------------------|
| ① 防災対策の充実 |
| ② 治水・浸水対策の推進 |
| ③ 防犯対策の充実 |
| ④ 消防・救急・救助体制の充実 |
| ⑤ 危機管理への府内体制の充実・強化 |

めざす姿 VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策・基本方針

- 1 市民が元気に活動するための環境づくり
市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。
- 2 市民と行政の相互協力
市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざします。
- 3 行政経営の基盤強化
行政資源を適切に管理運営し、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。

単位施策

- | |
|-------------------------|
| ① 地縁活動（町会・自治会など）の支援 |
| ② 市民活動（NPO・ボランティアなど）の支援 |
-
- | |
|--------------|
| ① 市民参加の環境づくり |
| ② 広報広聴活動の充実 |
-
- | |
|----------------|
| ① 人材の育成と組織の最適化 |
| ② 財政基盤の強化 |
| ③ 公共施設の適正化 |
| ④ 情報化の推進 |

(2) 各施策における目標指標

施策を進捗管理するため、計測可能な目標を設定しています。この目標を定期的に観測し、経年変化をみることで施策の進捗度合いを評価します。なお、指標の1番目には各施策を通じて統一的な指標を設定し、毎年行う市民意識調査でその施策に対する市民の意向を把握していきます。

I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”

施 策	指 標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 健康を育むまちづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	38.4% (H27)	現状値を上回る
	川口市民の65歳健康寿命 (①男性 ②女性)	①16.23年 (H25) ②19.29年 (H25)	①17.30年 ②20.00年
2 健やかな子育て・子育ち環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	25.8% (H27)	現状値を上回る
	保育所等の待機児童数	221人 (H27)	0人
3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	19.9% (H27)	現状値を上回る
	要介護認定を受けている高齢者の割合	14.5% (H26)	平成32年の推計値を下回る
	生活機能が低下した高齢者の介護予防教室の参加者数	1,355人 (H26)	1,440人
4 誰もが安心して生活できる環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.8% (H27)	現状値を上回る
	障害者相談支援センターの相談件数	35,334件 (H26)	55,000件

II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施 策	指 標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 子どもがのびのび学べる環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.1% (H27)	現状値を上回る
	埼玉県学力・学習状況調査結果の伸び(平成27年度小4の経年変化)	①国語66.7% (H27) ②算数58.3% (H27)	前年度を上回る
	新体力テストの達成度 (①小6 ②中3)	①44% (H26) ②63% (H26)	①45% ②65%
2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	30.4% (H27)	現状値を上回る
	不登校児童・生徒の割合 (①小学校 ②中学校)	①0.24% (H26) ②2.90% (H26)	現状値を下回る
	愛のひと声・あいさつ運動の実施団体*の割合 *町会・自治会、学校PTA	46.79% (H26)	80.00%

3 市民が自己実現 をめざせる 環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.7% (H27)	現状値を上回る
	生涯学習施設*の利用者数 <small>*公民館等、図書館、科学館、スポーツ施設</small>	6,492,941 人 (H26)	6,953,000 人
4 互いに尊重・ 理解し合う 環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	29.2% (H27)	現状値を上回る
	各種審議会・委員会への女性の登用率	25.8% (H27)	30.0% 以上
	多文化共生関連事業の参加者数	662 人 (H26)	外国人人口の伸び率を上回る

III 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”

施 策	指 標	現 状 値 (年 度)	目 標 値 (H32)
1 地域経済基盤 づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	23.8% (H27)	現状値を上回る
	市内事業所の従業者数	197,215 人 (H26)	全国における伸び率を上回る
	市内総生産額	1,337,663百万円(H24)	県内市町村における伸び率を上回る
2 活力ある工業 等の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	31.4% (H27)	現状値を上回る
	従業者数 (製造業)	22,242 人 (H25)	全国における伸び率を上回る
	製造品出荷額	43,933,843万円(H25)	全国における伸び率を上回る
3 活気ある商業 の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	59.1% (H27)	現状値を上回る
	従業者数 (卸売業、小売業)	26,913 人 (H26)	全国における伸び率を上回る
	年間商品販売額	1,051,832百万円(H26)	全国における伸び率を上回る
4 魅力ある農業 の振興	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	45.7% (H27)	現状値を上回る
	市内総生産額 (農業)	1,306百万円(H24)	県内市町村における伸び率を上回る
	市民農園区画数	492区画(H26)	572区画
5 地域資源の 活用	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	30.9% (H27)	現状値を上回る
	記者会見・記者発表・資料提供件数	379 件 (H26)	420 件
	1110city.com のページビュー月平均件数	76,402 件 (H25)	84,000 件

IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

施 策	指 標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	44.8% (H27)	現状値を上回る
	親水護岸の整備延長	1,830m (H26)	3,240m
	保全すべき緑地の確保	196,473.51m ² (H26)	200,000.00m ²
2 環境の保全と創造	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	17.6% (H27)	現状値を上回る
	市域の温室効果ガスの排出量	2,701.3千t-CO ₂ (H24)	1,798千t-CO ₂
3 廃棄物の減量化 再資源化・適正処理の推進	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	47.1% (H27)	現状値を上回る
	1人1日あたりの廃棄物排出量	876g/人・日 (H26)	864g/人・日

V 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

施 策	指 標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 住・工・商・緑が共生した計画的な土地利用の推進	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	22.5% (H27)	現状値を上回る
	土地区画整理事業の進捗率	61.8% (H26)	72.9%
2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	39.5% (H27)	現状値を上回る
	コミュニティバスの利用者数	297,193人 (H26)	330,000人
	交通事故発生件数	2,192件 (H26年中)	減少を図る
3 安全・安心な上下水道サービスの提供	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	64.5% (H27)	現状値を上回る
	水道水の有収率	89.96% (H26)	92.43%
	配水管網の耐震化率 (①管路全体 ②基幹管路)	①16.74% (H26) ②68.71% (H26)	①22.70% ②82.77%
	下水道処理人口普及率	85.9% (H26)	88.0%
4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	26.3% (H27)	現状値を上回る
	防災訓練参加者数	16,311人 (H26)	68,000人
	刑法犯認知件数	6,406件 (H26年中)	10%減少を図る
	出火率	2.5件/万人 (H26年中)	減少を図る

VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施 策	指 標	現状値(年度)	目標値(H32)
1 市民が元気に活動するための環境づくり	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.6% (H27)	現状値を上回る
	町会・自治会加入率	63.8% (H26)	65.0%
	NPO法人・ボランティア団体数	410団体 (H26)	550団体
2 市民と行政の相互協力	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	14.9% (H27)	現状値を上回る
	市の附属機関等の公募委員の応募倍率	2.4倍 (過去5年の平均値)	今後5年の平均値が現状値を上回る
3 行政経営の基盤強化	この施策の推進が図られていると感じる人の割合	11.8% (H27)	現状値を上回る
	経常収支比率	95.0% (H26)	90%台前半
	市税収納率（現年度分・滞納繰越分）	91.52% (H26)	中核市の平均値をめざす
	国保税収納率（現年度分）	82.34% (H26)	中核市の平均値をめざす

(3) 地域別計画

神根地域

緑や水辺環境と共に生み出された生活空間を、魅力ある地域資源を活かしたまちづくりを推進し、人々の交流が盛んでにぎわいのあるまちをめざします。

芝地域

密集市街地の解消による安全・安心な住環境づくりを推進し、生活環境の充実を図ることで、ゆとりとうるおいのあるまちをめざします。

青木地域

SKIPシティを中心に産業技術や文化の集積と発信を行うことでまちを活性化するとともに、親水空間をはじめとしたゆとりある環境を整備し、多くの人が集う活気あるまちをめざします。

横曾根地域

西川口駅を中心としたまちの活性化を図るとともに、荒川の河川空間を活かして自然とふれあう場を創出するなど、にぎわいとやすらぎのある安全・安心なまちをめざします。

中央地域

ものづくり産業の伝統と宿場町としての歴史を大切にしつつ、経済や文化を中心とする都市機能のさらなる充実を図り、利便性が高く活気あふれるまちをめざします。

本市の10の地域（中央、横曾根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷）ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方向性を定めるものです。

戸塚地域

豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、本市の“北の玄関口”として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。

安行地域

「植木の里・安行」の伝統を継承し、魅力的で豊かな緑の地域資源を活かすとともに、住環境と自然が調和した安全で快適なまちをめざします。

南平地域

住宅と工場が共生し、荒川や芝川などの地域の資源を活かした、うるおいと活力を創出する快適な住み良いまちをめざします。

鳩ヶ谷地域

日光御成道の宿場町としての歴史文化資源や利便性の高い交通ネットワークを活かし、にぎわいの創出や隣接地域との連携を踏まえた住みやすく訪れたくなる魅力あるまちをめざします。

第5次川口市総合計画(概要版)

発行日／平成28年4月
企画・編集／川口市企画財政部企画経営課
発行者／川口市
〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号
TEL(048)258-1110 (大代表)



II 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

- 1 子どもがのびのび学べる環境づくり
- 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり
- 3 市民が自己実現をめざせる環境づくり
- 4 互いに尊重・理解し合う環境づくり

施策 4 互いに尊重・理解し合う環境

基本方針

- さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざします。

関連する個別計画

- 第2次川口市男女共同参画計画
- 川口市多文化共生指針

	キーワード	主な背景事象
1	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな人権問題・人権問題の複雑化	<ul style="list-style-type: none">・人権問題は、市民一人ひとりの意識によるところが大きく、市民の人権に対する意識は高まっているものの、偏見や理解不足による差別や虐待といった人権問題は今なお存在しています。・少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化によりさまざまな人権問題が絡まりあうなど問題が複雑化しています。
2	<ul style="list-style-type: none">・性別による固定的な役割分担意識・ワーク・ライフ・バランス*の必要性	<ul style="list-style-type: none">・「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っています。・社会におけるさまざまな男女間格差を一因とするDV*やセクシュアルハラスメント*などが問題となっています。・過度な長時間労働による男性の家事・育児への参加率の低さや、子育て期の女性の就業率の低さなど、ワーク・ライフ・バランス*の必要性も問われています。
3	<ul style="list-style-type: none">・外国人住民の増加・多文化共生社会の形成	<ul style="list-style-type: none">・外国人住民は増加を続けており、異文化との出会いが増えるため、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められています。・グローバル化*が進む時代においては、外国語能力や表現力といったコミュニケーション能力を高め、異文化を理解するとともに文化の違いを尊重し、国際交流に対し意欲的に行動できる人材が求められています。



人権を考える集い



異文化理解サロン

目標指標

指標

現状値(年度)

目標値(H32)

この施策の推進が図られていると感じる人の割合	29.2% (H27)	現状値を上回る
各種審議会・委員会への女性の登用率	25.8% (H27)	30.0%以上
多文化共生関連事業の参加者数	662人 (H26)	外国人人口の伸び率を上回る

単位施策と主な取り組み

人権を尊重した社会づくり

- 人権尊重都市宣言の趣旨に則り、自由で平等な明るい社会の実現をめざします。
- 人権教育・啓発・相談といった事業を積極的に推進し、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する偏見と理解不足から生じる差別や、同和問題、インターネットによる人権被害といったさまざまな人権問題の解決に向けて取り組み、平和で人間性豊かな地域社会の創造をめざします。
- 拉致被害者を抱える自治体として、北朝鮮拉致問題を啓発し、解決に向けた活動を支援します。

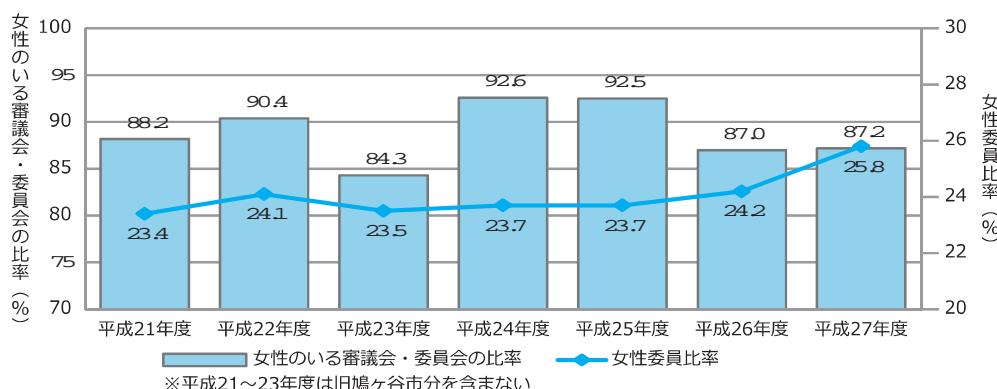
男女共同参画を進める意識・環境づくり

- 情報紙・啓発誌の発行やセミナーなどの開催により、性別による固定的な役割分担意識を見直し、家庭・職場・地域などあらゆる場で、男女がともに活躍する社会を推進していきます。
- DV*やセクシュアルハラスメント*などの人権侵害に関する啓発や相談により、発生の防止や解決に向けての情報提供を行っていきます。
- さまざまな分野における方針の企画・立案及び決定過程への女性の参画を推進していきます。

国際理解・交流の推進

- 生活についてのオリエンテーションなどを通じて、外国人が地域社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活を送れるように支援します。
- 市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進することにより、多文化共生社会の形成をめざします。
- 国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成し、国際交流活動を推進します。

各種審議会・委員会への女性の登用率

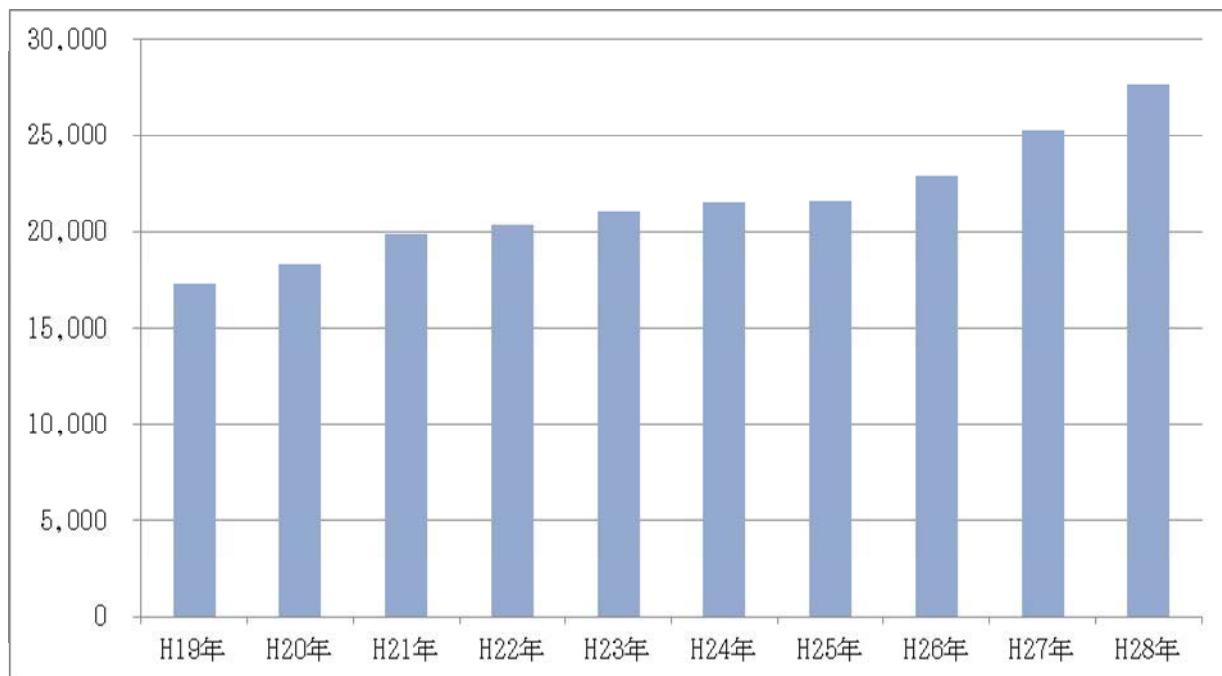


統計資料

【川口市における外国人住民数の推移】

統計年 (1月1日)	全 人 口 (人)	人 数 (人)	比 率 (%)
平成 19 年	501,101	17,323	3.5
平成 20 年	505,802	18,282	3.6
平成 21 年	511,201	19,858	3.9
平成 22 年	515,038	20,362	4.0
平成 23 年	517,171	21,114	4.1
平成 24 年	579,021	21,578	3.7
平成 25 年	580,852	21,588	3.7
平成 26 年	583,989	22,958	3.9
平成 27 年	589,205	25,263	4.3
平成 28 年	592,684	27,641	4.7

※平成 24 年 7 月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことで、外国人登録法が廃止され、新しい在留管理制度が整備されました。



【参考】

統計年月日	全 人 口	人 数 (人)	比 率 (%)
平成 28 年 9 月 1 日	594,936	29,289	4.9

統計資料

【川口市国籍別順位上位 5 カ国】

順位	平成 28 年 9 月 1 日			平成 26 年 1 月 1 日【参考】		伸び率
	国籍	人数 (人)	比率 (%)	国籍	人数 (人)	
1	中国	17,391	59.4	中国	13,645	1.27
2	韓国	2,779	9.5	韓国	2,846	0.98
3	フィリピン	2,311	7.9	フィリピン	2,182	1.06
4	ベトナム	2,185	7.5	ベトナム	808	2.70
5	トルコ	937	3.2	トルコ	450	2.08
	その他	3,686	12.6	その他	3,027	1.22
	合計	29,289	100.0	合計	22,958	—

【川口市在留資格別】

順位	平成 28 年 9 月 1 日			平成 26 年 1 月 1 日【参考】	
	在留資格	人数 (人)	比率 (%)	在留資格	人数 (人)
1	永住者	9,426	32.2	永住者	7,554
2	家族滞在	3,709	12.7	家族滞在	2,816
3	技術・人文知識・国際業務	3,510	12.0	留学	2,410
4	留学	3,276	11.2	特別永住者	1,652
5	定住者	1,787	6.1	定住者	1,616
6	特別永住者	1,556	5.3	日本人の配偶者等	1,500
7	日本人の配偶者等	1,387	4.7	人文知識・国際業務	1,452
8	特定活動	1,239	4.2	技術	1,178
9	技能実習	903	3.1	技能	587
10	技能	747	2.6	特定活動	521
11	経営・管理	692	2.4	永住者の配偶者等	506
12	永住者の配偶者等	684	2.3	—	—
	その他	373	1.3	その他	1,166
	合計	29,289	100.0	合計	21,792

※平成 26 年の通常国会において「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成 26 年 6 月に公布された改正法により、在留資格が整備されました。

統計資料

【地区別順位】

順位	平成 28 年 9 月 1 日			平成 26 年 1 月 1 日 【参考】	
	国籍	人数 (人)	比率 (%)	国籍	人数 (人)
1	横曾根地区	8,814	30.1	横曾根地区	6,574
2	芝地区	6,097	20.8	芝地区	5,065
3	青木地区	4,274	14.6	青木地区	3,287
4	中央地区	3,614	12.3	中央地区	2,640
5	南平地区	2,146	7.3	南平地区	1,871
6	鳩ヶ谷地区	1,183	4.0	鳩ヶ谷地区	930
7	戸塚地区	1,032	3.5	戸塚地区	868
8	神根地区	901	3.1	新郷地区	684
9	新郷地区	737	2.5	神根地区	663
10	安行地区	491	1.7	安行地区	376
	合計	29,289	100.0	合計	22,958

統計資料

【地区別兼国籍別順位上位 5 カ国】

平成 28 年 9 月 1 日現在

横曾根地区

国籍	人数
中国	6,316
韓国	658
ベトナム	641
フィリピン	302
ネパール	142
その他	755
合計	8,814

芝地区

国籍	人数
中国	4,174
トルコ	414
韓国	374
フィリピン	294
ベトナム	256
その他	585
合計	6,097

青木地区

国籍	人数
中国	2,307
韓国	482
ベトナム	426
フィリピン	405
トルコ	232
その他	422
合計	4,274

中央地区

国籍	人数
中国	2,607
韓国	286
ベトナム	193
台湾	88
ネパール	81
その他	359
合計	3,614

南平地区

国籍	人数
中国	701
フィリピン	490
韓国	273
ベトナム	175
ブラジル	82
その他	425
合計	2,146

鳩ヶ谷地区

国籍	人数
中国	403
韓国	226
フィリピン	184
ベトナム	125
台湾	34
その他	211
合計	1,183

戸塚地区

国籍	人数
中国	291
韓国	183
フィリピン	160
トルコ	138
ベトナム	57
その他	203
合計	1,032

神根地区

国籍	人数
中国	273
ベトナム	131
韓国	127
フィリピン	125
トルコ	82
その他	163
合計	901

新郷地区

国籍	人数
中国	186
フィリピン	172
ベトナム	114
韓国	105
ブラジル	21
その他	139
合計	737

安行地区

国籍	人数
中国	133
フィリピン	112
ベトナム	67
韓国	65
インドネシア	20
その他	94
合計	491

統計資料

【埼玉県市町村別外国籍住民数上位 10 位】

平成 26 年 12 月末現在
(埼玉県県民生活部国際課調べ)

順位	市区町村名	人数 (人)
1	川口市	25,263
2	さいたま市	18,264
3	川越市	5,367
4	草加市	5,034
5	戸田市	4,917
6	越谷市	4,445
7	所沢市	4,124
8	蕨市	3,851
9	三郷市	3,040
10	春日部市	2,892

【在留外国人総数上位 10 自治体】

平成 27 年 12 月末現在
(法務省統計 (別表) 在留外国人総数上位 100 自治体 より)

順位	市区町村名	人数 (人)
1	東京都新宿区	39,568
2	東京都江戸川区	28,930
3	埼玉県川口市	27,906
4	大阪市生野区	27,763
5	東京都足立区	26,199
6	東京都江東区	25,139
7	東京都豊島区	25,074
8	東京都大田区	20,728
9	東京都板橋区	20,613
10	東京都港区	19,736

